破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５１３号
北海道江別市萌えぎ野東14番地の２
債務者　鈴木比登美
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８８号
札幌市中央区南11条西１丁目３番２―701号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０４号
札幌市西区二十四軒３条５丁目９番33―406号
債務者　松永　勝人
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６３号
札幌市白石区栄通16丁目７番18号　コートサンライズ305号
債務者　赤間　貴子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６９号
札幌市中央区南５条西17丁目２番25号　コーポふじ10号
債務者　森　　美子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８５号
札幌市白石区平和通２丁目南６番23―306号
債務者　逢山　久代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９９号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番14―39号
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０６号
札幌市東区北22条東１丁目２番15号　グーテハイムⅥ103号
債務者　尾子　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１３号
札幌市白石区北郷３条11丁目８番21―102号
債務者　中野加代子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割244番地１　南矢幅駅前ハイツ103号、旧住所岩手県紫波郡紫波町中島字樋ノ口92番地６
債務者　吉田　佐知
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９２号
盛岡市本宮１丁目26番６号　ハッピーハイツ202号
債務者　畠山　昭子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９５号
盛岡市新庄町２番７号　佐々木アパート８号
債務者　佐藤　将章
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１２号
静岡県伊豆の国市南條863番地の１　ベルウイング山田102号
債務者　片山　知則（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
大阪府藤井寺市東藤井寺町２番７号
債務者　東　　明子（旧姓正谷・佐藤）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
堺市中区深井中町311番地４　１棟707号
債務者　藤居　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
堺市北区百舌鳥梅町３丁35番地１　ファントム中百舌鳥202号、前住所堺市北区新金岡町４丁３番７―202号
債務者　青木理惠子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係